

北播磨総合医療センター企業団議会事務局設置条例

〔平成22年3月4日〕
〔条例第11号〕

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第2項の規定に基づき、北播磨総合医療センター企業団議会に事務局を置く。

（職員）

第2条 事務局に事務局長、書記その他の職員（以下「職員」という。）を置く。

2 職員は、企業長の補助職員をもって充てるものとし、議長がこれを任免する。

3 職員の定数は、北播磨総合医療センター企業団職員定数条例（平成22年北播磨総合医療センター企業団条例第5号）で定める。

（職務）

第3条 事務局長は、議長の命を受け、事務局の事務を掌理し、書記その他の職員を指揮監督する。

2 書記その他の職員は、上司の指揮を受け、事務局の事務に従事する。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日（平成22年3月4日）から施行する。